

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する  
法律施行規則の規定に基づき外食業分野について  
特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準の概要

令和8年2月  
大臣官房新事業・食品産業部

**1 制定趣旨**

- (1) 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「改正法」という。）により、改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第8条において、育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人は、育成就労の対象となろうとする外国人ごとに、育成就労の実施に関する計画を出入国管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、認定を受けることができる旨定められた。認定の基準については、法第9条第1項各号に定められており、同項第5号においては、育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が、主務省令で定める基準に適合していることを基準として規定している。
- (2) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「施行規則」という。）第15条第1項は、法第9条第1項第5号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものを規定しており、施行規則第15条第1項第13号においては、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合することと規定している。
- (3) これを踏まえ、外食業分野に特有の事情に鑑みて、法第8条に規定する育成就労計画の認定の申請に係る育成就労を行わせる体制の基準を定めることとする。

**2 告示の概要**

育成就労計画の認定における、育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準については、次のいずれにも該当することとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る）を受けて営んでいる風俗営業に係る

ものを除く)及び風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所において業務に従事させないこととしていること(第1号)。

② 育成就労外国人に風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること(第2号)。

③ 育成就労外国人を①の括弧書きで規定する営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講ずることとしていること(第3号)。

④ 法第54条第1項に規定する外食業分野に係る分野別協議会(以下同じ)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること(第4号)。

※育成就労計画の申請者が協議会に加入していることについては、施行規則第13条第2項第4号にて規定している。

⑤ ④の分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること(第5号)。

⑥ 農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他業務に対する必要な協力を行うこととしていること(第6号)。

### 3 施行期日

この告示は、改正法の施行の日(令和9年4月1日)から施行する。